

議案第 1 号

野田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

野田市教育委員会事務決裁規程（昭和62年野田市教育委員会訓令第1号）の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年11月22日提出

野田市教育委員会教育長 佐藤 裕

野田市教育委員会訓令第 号

野田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

野田市教育委員会事務決裁規程（昭和62年野田市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「  
| 重要な事項を除く予算執行に関する事。 |  
」

を削る。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

## 提案理由

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則において、予算の執行事務を教育委員会の事務職員に補助執行させること及び専決できる事項について規定していることから、本訓令において重複している規定を削除しようとするものである。

野田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市教育委員会事務決裁規程（昭和62年野田市教育委員会訓令第1号）

改 正 案	現 行
<p>別表第1(第7条)</p> <p style="text-align: center;">部長専決事項</p> <p>部内の事務の調整に関すること。 課長等の事務引継に関すること。 次長、参事、課長等及び部に置く主幹の休暇(介護休暇及び介護時間を除く。)等の承認、勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指定に関すること。 部内職員の出張命令に関すること(別表第2及び別表第3に掲げる専決事項に該当するものを除く。) 重要な事項を除く調査、報告、通知、進達、副申、照会、回答及び督促その他これに類するものに関すること。 重要あるいは異例な事項を除く許可及び認可に関すること。 重要な事項を除く国庫支出金・県支出金の申請、請求及び清算に関すること。 税外収入金にかかわる減免のうち異例なものに属しないものの減免に関すること。 職員の福利厚生に関すること。 計画に基づく研修に関すること。 (削る。) 施設等の保険契約に関すること。</p>	<p>別表第1(第7条)</p> <p style="text-align: center;">部長専決事項</p> <p>部内の事務の調整に関すること。 課長等の事務引継に関すること。 次長、参事、課長等及び部に置く主幹の休暇(介護休暇及び介護時間を除く。)等の承認、勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指定に関すること。 部内職員の出張命令に関すること(別表第2及び別表第3に掲げる専決事項に該当するものを除く。) 重要な事項を除く調査、報告、通知、進達、副申、照会、回答及び督促その他これに類するものに関すること。 重要あるいは異例な事項を除く許可及び認可に関すること。 重要な事項を除く国庫支出金・県支出金の申請、請求及び清算に関すること。 税外収入金にかかわる減免のうち異例なものに属しないものの減免に関すること。 職員の福利厚生に関すること。 計画に基づく研修に関すること。 <u>重要な事項を除く予算執行に関すること。</u> 施設等の保険契約に関すること。</p>